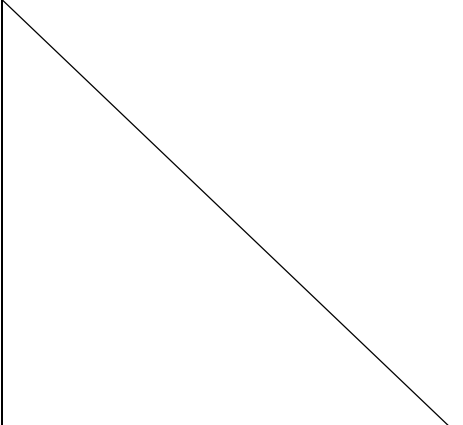


平成 27 年度～令和 2 年度の国財源における活用事業の事後評価について

<R2 年度の国財源にて行った事業>

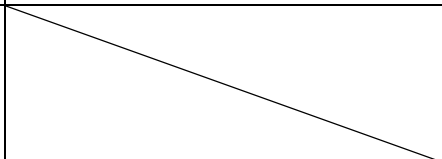
	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備 【R2～R3】	◇ 急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。 ◇ 緩和ケア病棟の整備を行う医療機関に対して支援することにより、県内の病棟を拡充し、更なる緩和ケアの充実を図る。	◇ <u>回復期病床への転換工事費に対する補助は 28年度の国財源にて行った。(263床)</u> ◇ <u>R2年度緩和ケア病床増加病床数 29床</u>	・医療機関の理解促進を図ることなどとあわせて、人材の確保・養成を推進していくことで、今後の病床の機能分化・連携を推進していく。
在宅医療の推進	居宅等における医療の提供 【R2】	◇在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。 ・訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455 (平成 27 年度) → 2,139 (令和 5 年度) ・在宅療養支援診療所・病院数 930 (平成 29 年) → 1,302 (令和 5 年度) ・在宅看取りを実施している診療所・病院数 694 (平成 27 年度) → 1,020 (令和 5 年度) ・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725 機関 (平成 26 年度) →982 機関 (令和 5 年度)	・目標の達成状況については、医療施設調査等の結果を待って判断する。(令和 4 年度初めまでに厚労省からの発表予定)	・地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。
医療従事者の	医師の確保 【R2】	◇医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消 ・人口 10 万人当たり医師数 (医療施設従事者) 205.4 人(平成 28 年)→215 人(令和 2 年度) ・産科医・産婦人科医師数 772 人 (平成 28 年) →800 人 (令和 2 年度) ・休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができて いるブロック数 14 ブロック (平成 29 年度) →現状体制の維持	◇医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題解決に向けて取組みを実施した。令和 3 年度中に公表予定の医師・歯科医師・薬剤師調査の結果を待って、達成状況を判断する。	/
	看護職員の確保	◇就業する看護職員数 (人口 10 万人当たり) の増など ・県内の就業看護職員数	◇・ <u>県内院内保育施設数 120 施設の維持 (令和 2 年度)</u>	

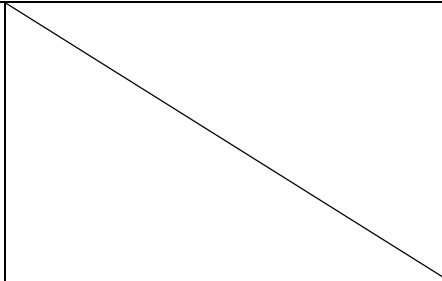
確保	<p>【R2】</p>	<p>80,815人(平成30年12月末)→89,000人(令和2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員等修学資金借受者の県内就業率 90.8%(平成30年度)→91.4%(令和3年度) ・県内院内保育施設数 120施設の維持(令和2年度) ・届出登録者の増加 3,150件(平成30年度)→4,000件(令和2年度) ・届出登録者の応募就職率の増加 78.0%(平成30年度)→83.0%(令和2年度) ・重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 20人(平成30年度) ・認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数 新人看護職員対象研修受講者 181名(令和元年度) 中堅看護職員対象研修受講者 297名(令和元年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出登録者の増加 3,150件(平成30年度)→4,248件(令和元年度)→5,265件(令和2年度) ・届出登録者の応募就職率の増加 78.0%(平成30年度)→72.7%(令和元年度)→67.6%(令和2年度末) ・重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 20人(令和2年度) ・認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数※ 新人看護職員対象研修受講者 46名(令和2年度) 中堅看護職員対象研修受講者 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止 <p>その他の数値の達成状況については、医療施設調査等の結果を待って、判断する。</p>	<p>保について、引き続き推進していく必要がある。そのために、質の高い教育を提供できる看護教員が欠かせないが、志望者の減少や教員の高齢化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取り組みを引き続き推進する必要がある。 ・団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年(令和7年)に向けて自宅で医療を必要として生活する高齢者の増加が見込まれており、医療の在宅完結型への移行といった社会状況に対応するため、多様化する訪問看護のニーズに対応できる専門的な知識・技術を備えた看護職員の養成・確保に取り組む必要がある。 ・届出登録者の応募就職率は、目標値を下回ってしまった。令和2年度以降は、相談員による出張相談などを増やし、相談件数の増加に力を入れたり、周知・広報を積極的に行うことによって、求人、求職登録者を増やすとともに、マッチングを促進し、就業者数を増やしたい。
----	--------------------	--	--	--

<p>歯科関係人材の確保 【R2】</p>	<p>◇神奈川県<small>の</small>1診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の在宅療養支援歯科診療所数の増加 662 施設（平成 29 年度） → 755 施設（令和 2 年度目標） ・ 県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数 695 人の増加（平成 30 年度比） ・ 歯科技工士の増加 平成 30 年度（1,729 人）からの増加 	<p><u>新型コロナウイルスの影響により事業実施できなかったことから、達成状況を測定できない。</u></p>	
---------------------------	--	--	---

<R 元年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備 【R1～R3】	◇急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。 ・平成 27～29 年度基金を活用して 724 床を整備する（令和元年度はうち 364 床を整備）	◇ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。転換工事費に対する補助は28～29年度計画の基金を活用して執行した。	・医療機関の理解促進を図ることなどあわせて、人材の確保・養成を推進していくことで、今後の病床の機能分化・連携を推進していく。
在宅医療の推進	居宅等における医療の提供 【R1～R2】	◇在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。 ・訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455（平成 27 年度） → 2,139（令和 5 年度） ・在宅療養支援診療所・病院数 930（平成 29 年） → 1,302（令和 5 年度） ・在宅看取りを実施している診療所・病院数 694（平成 27 年度） → 1,020（令和 5 年度） ・訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725 機関（平成 26 年度） → 982 機関（令和 5 年度）	・目標の達成状況については、医療施設調査等の結果を待って、判断する。（令和 4 年度初めまでに厚労省からの発表予定）	・地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。
医療従事者の確保	医師の確保 【R1～R2】	◇医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消 ・人口 10 万人当たり医師数（医療施設従事者） 205.4 人（平成 28 年） → 215 人（令和 2 年度） ・産科医・産婦人科医師数 772 人（平成 28 年） → 800 人（令和 2 年度） ・休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができて いるブロック数 14 ブロック（平成 29 年度） → 現状体制の維持	◇医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題解決に向けて取組みを実施した。令和 3 年度中に公表予定の医師・歯科医師・薬剤師調査の結果を待って、達成状況を判断する。	
	看護職員の確保 【R1～R2】	◇就業する看護職員数（人口 10 万人当たり）の増など ・県内の就業看護職員数 80,815 人（平成 30 年 12 月末） → 89,000 人（令和 2 年度） ・看護職員等修学資金借受者の県内就業率	◇・ 県内院内保育施設数 120 施設の維持（令和元年度） ・ 届出登録者の増加 3,150 件（平成 30 年度） → 4,248 件（令和元年度）	

	<p>90.8% (平成30年度) → 91.4% (令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内院内保育施設数 120 施設の維持 (令和元年度) ・ 届出登録者の増加 3,150 件 (平成30年度) → 4,000 件 (令和2年度) ・ 届出登録者の応募就職率の増加 78.0% (平成30年度) → 83.0% (令和2年度) ・ 重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 20 人 (平成30年度) ・ 認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数 新人看護職員対象研修受講者 181 名 (令和元年度) 中堅看護職員対象研修受講者 297 名 (令和元年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出登録者の応募就職率の増加 78.0% (平成30年度) → 72.7% (令和元年度) ・ 重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 20 人 (平成30年度) ・ 認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数※ 新人看護職員対象研修受講者 35 名 (令和元年度) 中堅看護職員対象研修受講者 30 名 (令和元年度) <p>その他の数値の達成状況については、医療施設調査等の結果を待って、判断する。</p>	<p>ないが、志望者の減少や教員の高齢化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取り組みを引き続き推進する必要がある。 ・ 団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年 (令和7年) に向けて自宅で医療を必要として生活する高齢者の増加が見込まれており、医療の在宅完結型への移行といった社会状況に対応するため、多様化する訪問看護のニーズに対応できる専門的な知識・技術を備えた看護職員の養成・確保に取り組む必要がある。 ・ 届出登録者の応募就職率は、目標値を下回ってしまった。令和2年度以降は、相談員による出張相談などを増やし、相談件数の増加に力を入れたり、周知・広報を積極的に行うことによって、求人、求職登録者を増やすとともに、マッチングを促進し、就業者数を増やしたい。
<p>歯科関係人材の確保 【R1】</p>	<p>◇神奈川県1診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保する</p>	<p>【歯科衛生士】 県内歯科関係施設就職者数 230 名 (令和2年度)</p>	

	<p>ことを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の在宅療養支援歯科診療所数の増加 662 施設（平成 29 年度） → 755 施設（令和 2 年度目標） ・ 県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数 695 人の増加（平成 30 年度比） ・ 歯科技工士の増加 平成 30 年度（1,729 人）からの増加 	<p>【歯科技工士】 県内歯科関係施設就職者 32 名（令和 2 年度）</p>	
--	--	---	---

<30年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備 【H30～R3】	◇急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。 ・ 地域医療構想達成に向けた取組みが開始された構想区域4構想区域（H29年度）→9構想区域（令和元年度目標） ・ 平成27～29年度基金を活用して724床を整備する	◇ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。転換工事費に対する補助は27～29年度計画の基金を活用して執行した。（令和2年度は263床を整備）	・ 医療機関の理解促進を図ることなどあわせて、人材の確保・養成を推進していくことで、今後の病床の機能分化・連携を推進していく。
在宅医療の推進	居宅等における医療の提供 【H30～R3】	◇在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。 ・ 訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455（平成27年度）→2,139（令和5年度） ・ 在宅療養支援診療所・病院数 930（平成29年）→1,302（令和5年度） ・ 在宅看取りを実施している診療所・病院数 694（平成27年度）→1,020（令和5年度） ・ 訪問歯科診療を実施している歯科診療所数 725機関（平成26年度）→982機関（令和5年度） ・ 薬局における訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導を受けた者の数（レセプト件数） 301,601（平成27年度）→352,873（平成30年度） ・ 訪問看護のニーズに対応できる看護職員の増 2,876人（平成24年度～29年度累計）→3,416人（平成30年度目標）	・ 在宅看取りを実施している診療所・病院数および訪問歯科診療を実施している歯科診療所数については、3年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。（最新のデータはR4年4月公開見込み） ・ 薬局における訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導を受けた者の数（レセプト件数） 301,601（平成27年度）→356,147（平成28年度） ・ 訪問看護のニーズに対応できる看護職員の増 2,876人（平成24年度～29年度累計）→3,862人	・ 地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。
医療従事	医師の確保 【H30～R3】	◇医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消 ・ 人口10万人当たり医師数（医療施設従事者） 205.4人（平成28年）→210人（平成30年度） ・ 産科医・産婦人科医師数 772人（平成28年）→780人（平成30年度） ・ 休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができて いるブロック数14ブロック（平成29年度）の維持	◇・人口10万人当たり医師数（医療施設従事者） 201.7人（H26年12月）→212.4人（H30年） ・ 産科医・産婦人科医師数 699人（H24年度）→763人（平成30年） ・ 休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保ができて いるブロック数は14ブロック	人口10万人当たり医師数はH30年時点で212.4人と、全国平均の246.7人を下回っており、地域枠の欠員の防止（一般枠と地域枠を区分した入試の実施等）、県内定着率が高いとされている地域枠を地元出身者に絞る等の取組をすすめていく。

<p>者の確保</p>	<p>看護職員の確保 【H30～R1】</p>	<p>◇就業する看護職員数（人口10万人当たり）の増など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の就業看護職員数 76,223人（平成28年12月末）→76,723人（平成30年度） ・ 看護職員等修学資金借受者の県内就業率 90.5%（平成29年度）→90.8%（平成30年度） ・ 看護職員の離職率 14.1%の維持（平成30年度） ・ 無料職業紹介事業での就職者数 595人（平成29年度）→750人（平成30年度） ・ 特定の分野で専門的な能力を有する看護職員として育成した人数 3,932人（平成23～29年度累計）→4,757人（平成30年度までの累計） ・ 重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 20人（平成30年度） ・ 認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数 新人看護職員対象研修受講者 153名（平成30年度） 中堅看護職員対象研修受講者 236名（平成30年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の就業看護職員数 76,223人（平成28年12月末）→80,815人 ・ 看護職員等修学資金借受者の県内就業率 90.5%（平成29年度）→92.0% ・ 看護職員の離職率 14.1%の維持（平成29年度）→13.4% ・ 無料職業紹介事業での就職者数 595人（平成29年度）→399人 ・ 特定の分野で専門的な能力を有する看護職員として育成した人数 3,932人（平成23～29年度累計）→4,712人 ・ 重度重複障害者等支援看護師養成研修の修了者 28人 ・ 認知行動療法等を実践できる看護職員として育成した人数 新人看護職員対象研修受講者 45名 中堅看護職員対象研修受講者 27名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療の高度化など、医療や社会の変化に対応した看護職員の養成・確保について、引き続き推進していく必要がある。そのために、質の高い教育を提供できる看護教員が欠かせないが、志望者の減少や教員の高齢化が進んでいることから、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保が必要である。 ・ 中小規模の病院の離職率が他と比べて高いなど、中小規模の病院の実情を踏まえた支援策や、子育て期にある看護職員の仕事と子育ての両立を支援するなど、看護職員の職場定着に向けた取り組みを引き続き推進する必要がある。 ・ 団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて自宅で医療を必要として生活する高齢者の増加が見込まれており、医療の在宅完結型への移行といった社会状況に対応するため、多様化する訪問看護のニーズに対応できる専門的な知識・技術を備えた看護職員の養成・確保に取り組む必要がある。 ・ 県ナースセンターの認知度や利便性を向上させ、未就業看護師等に対し、再就業を効果的に働きかける方法を検討し再就業の支援を促進する必要がある。
-------------	-----------------------------	---	---	---

<p>歯科関係人材の確保 【H30～R1】</p>	<p>◇神奈川県<small>の</small>1診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生士就業人数 7,619人（平成26年度）→10%増加（平成30年度目標） ・ 県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数 歯科衛生士1,430人（平成25～29年度累計） →1,730人（平成30年度までの累計） 歯科技工士200人（平成25～29年度累計） →230人（平成30年度までの累計） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生士就業人数 7,619人（平成26年度）→8,642人 ・ 県内養成校から県内歯科関係施設への就職者数 歯科衛生士1,430人（平成25～29年度累計）→1,763人 歯科技工士200人（平成25～29年度累計）→229人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅歯科口腔咽喉吸引実習で獲得した口腔咽喉吸引の手技を現場で活用するためには、実習の中でも実技研修の充実が必要となる。効率的な手技の獲得のために、実技研修の内容を見直す。
-------------------------------	--	--	---

<29年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備 【H28～R2】	◇急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。 ・ 回復期病床数 (平成27年7月時点) 4,958床 → 460床の増(令和2年度目標)	◇ 回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行った。転換工事費に対する補助は27、28年度計画の基金をあわせて活用して執行した。	医療機関の理解促進を図ることなどあわせて、人材の確保・養成を推進していくことで、今後の病床の機能分化・連携を推進していく。
在宅医療の推進	居宅等における医療の提供 【H28～R1】	◇在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。 ・ 在宅療養支援診療所数 832カ所(H26年)→977カ所(H30年度目標) ・ 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数 733カ所(H26年)→990カ所(H29年度目標) ・ 訪問看護事業所数 523カ所(H27年4月) →563カ所(H29年度目標) ・ 在宅看取りを実施している診療所・病院数 321カ所(H26年)→344カ所(H29年目標)	・ 在宅療養支援診療所数 832カ所(H26年)→919カ所(R元年度) ・ 在宅歯科医療連携拠点として、中央連携室1カ所、地域連携室24カ所を設置し、運営 ・ 訪問看護事業所数 523カ所(H27年4月) →613カ所(H29年3月) ・ 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数および在宅看取りを実施している診療所・病院数については、医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。	地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。
医療従事者の確保	医師の確保 【H28～R2】	◇医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消 ・ 人口10万人当たり医師数(医療施設従事者) 201.7人(H26年12月)→245.3人(R2年度目標) ・ 産科医・産婦人科医師数 699人(H24年度)→750人(H29年度目標)	◇・人口10万人当たり医師数(医療施設従事者) 201.7人(H26年12月)→212.4人(H30年度) ・ 産科医・産婦人科医師数 699人(H24年度)→763人(平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査) 医師不足や、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの課題解決に向けて取り組みを実施していく。	人口10万人当たり医師数はH30年時点で212.4人と、全国平均の246.7人を下回っており、地域枠の欠員の防止(一般枠と地域枠を区分した入試の実施等)、県内定着率が高いとされている地域枠を地元出身者に絞る等の取組をすすめていく。
	看護職員の確保 【H28～R1】	◇就業する看護職員数(人口10万人当たり)の増 75,663人(平成26年12月末) →76,723人(H30年12月末)	◇人口10万人当たりの就業看護職員数については、平成30年度に実施する業務従事者届により80,815人となり目標を達成した。	

保	歯科関係人材の確保 【H28～29】	◇神奈川県 <small>の1診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。</small> ・歯科衛生士就業人数 7,619人（平成26年度）→ 10%増加（平成30年度目標）	・未就業歯科衛生士の復職を支援するための講習会を実施（24名受講） ・在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施（61名受講）	歯科衛生士復職支援講習会の受講者24名のうち20名が復職・求職活動につながった。しかし、受講者数が定員に達していないという課題があるため、県内の歯科衛生士養成校との連携や、様々な広報媒体の活用により、復職支援を必要としている歯科衛生士に十分な事業周知を行い、受講者増加に努める。
---	------------------------------	---	---	---

<28年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備 【H28～R3】	◇急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。 ・ 回復期病床数 (平成27年7月時点) 4,958床 → 470床の増(令和2年度目標)	◇ <u>回復期病床への機能転換 263床(回復期病床のみ)</u>	医療機関の理解促進を図ることなどあわせて、人材の確保・養成を推進していくことで、今後の病床の機能分化・連携を推進していく。
在宅医療の推進	居宅等における医療の提供 【H28～R3】	◇在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。 ・ 在宅療養支援診療所・病院数 918カ所(平成27年度) → 1,302カ所(令和5年度目標) ・ 訪問診療を実施している診療所・病院数 1,455(平成27年度) → 2,139(令和5年度) ・ 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数 733カ所(平成26年) → 990カ所(平成29年度目標) ・ 訪問看護事業所数 523カ所(平成27年4月) → 563カ所(平成29年度目標) ・ 在宅看取りを実施している診療所・病院数 321カ所(平成26年) → 344カ所(平成29年目標)	・ 在宅療養支援診療所・病院数 918カ所(平成27年) → <u>947カ所(令和2年度)</u> ・ 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数については、3年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。 ・ 訪問看護事業所数 523カ所(平成27年4月) → 613カ所(平成29年3月) ・ 在宅看取りを実施している診療所・病院数については、3年ごとに行われる医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。	地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用し、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援するとともに、在宅医療の提供体制の整備を推進していくことで在宅医療従事者の増加に結び付けていく。

医療従事者の確保	医師の確保 【H28～R2】	◇医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消 ・人口10万人当たり医師数（医療施設従事者） 201.7人（H26年12月）→245.3人（R2年度目標） ・産科医・産婦人科医師数 699人（平成24年度）→750人（平成29年度目標）	・人口10万人当たり医師数（医療施設従事者） 193.7人→212.4人（H30年） ・産科医・産婦人科医師数 699人（H24年末） →763人（平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査）	地域医療支援センターと連携し、医師不足、特定の診療科や地域による偏在の解消に向けて、効果的に事業を実施していく。
	看護職員の確保 【H28～R1】	◇本県の人口10万人当たりの就業看護職員数は全国平均と比べに低い水準であるため、看護人材の養成、離職防止、再就業支援により、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。 ・就業する看護職員数の増 75,663人（平成26年12月末） →76,723人（H30年12月末）	◇人口10万人当たりの就業看護職員数は県内の就業看護職員数は、2年間で560人（0.7%）増加した。 ・就業する看護職員数の増 75,663人（平成26年12月） →80,815人（平成30年12月）	看護職員の養成・確保について、引き続き推進していくために、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保に取り組む。 中小規模の病院の実情を踏まえた支援策等、看護職員の職場定着に向けた取り組みを引き続き推進する。 県ナースセンターの認知度や利便性を向上させ、未就業看護師等に対し、再就業を効果的に働きかける方法を検討し再就業の支援を促進する。

<27年度の国財源にて行った事業>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	緩和ケア推進事業【H27～R3】	◇二次保健医療圏に1か所以上を目指し、緩和ケア病棟整備を進めるとともに、地域における緩和ケア提供体制の充実を図り、緩和ケアに携わる人材育成や関係機関が連携できる仕組みを構築 (緩和ケア病棟整備数16施設→22施設)	◇令和2年度末時点では23施設となり目標を達成した。	
	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業【H27～R3】	◇本県の回復期病床数は、著しく不足することが予想されるため、急性期病床等から回復期病床等への転換を促進する。 ◇病院・診療所間や在宅医療・介護連携を図る情報システムを、医療介護総合確保区域単位で1か所以上導入	◇補助実施により、1,320床について急性期病床等から回復期病床へ転換が図られた。 ◇県内6区域に情報システムを導入	医療機関に対し、地域医療構想の趣旨や本事業の支援について周知を十分に行うことで、回復期病床への転換を促していく。
在宅医療の推進	かかりつけ歯科医普及定着推進事業【H27～28】	◇かかりつけ歯科医を持つ者の割合48%からの増加を目標とする。	◇かかりつけ歯科医を持つ者の割合が86.6%に増加した。(28年度までに実施した事業に対する事後アンケートを実施)	
	在宅医療施策推進事業【H27～R3】	◇在宅医療トレーニングセンターにおいて、年間1,600人(28年度～)の医療従事者のスキル向上を図る。 ◇各市町村で実施する地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0市町村→33市町村	◇在宅医療トレーニングセンターを設置し、12,626人の医療従事者のスキル向上を図った。 ◇国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 H29年度実施済 : 24市町村 H30年度実施済 : 33市町村(全市町村)	
	小児等在宅医療連携拠点事業【H27～29】	◇研修会等を通じて、540人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図る。	◇研修会等を通じて、平成27年度には202人、平成28年度には470人、平成29年度には606人、延べ1,278人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図った。	
	在宅歯科診療所設備整備【H27～R1】	◇歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、在宅歯科を実施する医療機関の機器の充実を図るため、在宅歯科医療用機器等の整備を進める。	◇在宅歯科医療を推進するための在宅歯科医療用機器を計264か所に整備	

医療従事者の確保	がん診療口腔ケア推進事業 【H27～30】	◇がん診療連携拠点病院等が主体となり、がん患者に対する口腔ケアの必要性について、地域を含めた医療従事者へ研修や啓発を行い、がん患者に対する口腔ケアを提供(全てのがん診療連携拠点病院等で口腔ケアの取組みを行う23病院→30病院)	◇がん患者が適切に口腔ケアの提供を受けられるようにするため、地域歯科医師等ががん診療連携拠点病院等に派遣し、がん患者の口腔ケアに関する実習を行った。また、がん患者に係る医科と歯科の連携について事業検討会を3回行った。	全てのがん診療連携拠点病院等で口腔ケアの取組みを行うよう、引き続き病院への働きかけを行っていく。
医療従事者の確保	医科・歯科連携に資する人材養成 【H27～28】	◇病院入院患者への適切な日常口腔ケアの実施体制構築のため、看護職等を対象に研修等を行い、入院患者の肺炎発症等の予防に取り組み、平均在院日数の減少を図る。 ・24.0日(全病棟)→減少を目標とする。	◇入院患者への適切な日常口腔ケアの提供に向けて、看護職等を対象に研修を81回実施 ・平均在院日数：22.5日(平成27年度)	
医療従事者の確保	医師確保関連事業 【H27～R3】	◇医師不足、産科や小児科等の特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題を解決し、地域において安心して生活できるようにする ・人口10万人当たり医師数 193.7人 → 227.9人(R2年度) ・産科医・産婦人科医師数 699人(24年度)→790人(R2年度)	◇産科や小児科等の特定の診療科や地域による偏在などの課題解決に向けて取組みを実施 ・人口10万人当たり医師数 212.4人(H30年末) ・産科医・産婦人科医師数 763人(H30年末)	地域医療支援センターと連携し、医師不足、特定の診療科や地域による偏在の解消に向けて、効果的に事業を実施していく。
医療従事者の確保	看護職員等の確保及び質の向上に関する事業 【H27～29】	◇本県の人口10万人当たりの就業看護職員数は全国的に低い水準であるため、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供する。 ◇地域で暮らす重度重複障害者等に質量ともに十分なサービスを提供できるよう、看護師の養成確保 養成研修修了者 60名 普及啓発研修 計13回開催 ◇認知行動療法を看護場面で実践し、精神疾患をもつ患者の回復や再発予防の促進を支援する看護師の養成 精神科病床を有する病院(69病院)の看護師を各病院に養成(新人看護職員 207名・中堅看護職員 276名)	◇看護職員向け各種研修等により、看護人材の確保、質の高い看護の提供推進 ・訪問看護師離職防止研修へ補助(251人受講) ・看護専任教員の養成 6名 ◇養成研修修了者 62名(受講67名) 普及啓発研修 12回開催(受講1,609名) ◇認知行動療法に関する研修会を4回実施 新人看護職員研修 147名 中堅看護職員研修 145名	訪問看護離職防止研修を引き続き実施し、定着への取組を進めていく。 看護専任教員の資格を有しない看護師に対し、引き続き資格取得を促進する。 重度重複障害者等支援看護師養成研修は、カリキュラムと日程見直しにより、日数短縮等、受講しやすい改善と効率化を行う 認知行動療法に関する研修は、精神科病院協会を通じた周知を行い、引き続き実施していく。